

速記録

第 5 1 回鴨川府民会議

日 時 令和3年3月19日(金)

午後 1時30分 開会

午後 3時51分 閉会

場 所 ルビノ京都堀川 2階 みやこ

[午後 1時30分 開会]

1 開 会

○青山（京都府建設交通部河川課参事）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第51回鴨川府民会議を開催させていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。私、この会議の進行役を務めさせていただきます京都府河川課の青山でございます。どうかよろしくお願いいたします。それでは、座って失礼いたします。

最初に、今回から新たにメンバーになられた方を紹介させていただきます。

京都鴨川納涼床協同組合の役員改選により、理事長の久保明彦様が退任され、新たに、田中博様に本日お越しいただいております。

○田中

失礼いたします。今、御紹介いただいた田中でございます。この3月から、久保に代わりまして、京都鴨川納涼床協同組合理事長をさせていただくことになりました。この会議にも久保に代わりましてこれから出席させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課参事）

ありがとうございます。

次に、本日の出欠状況ですが、齋藤朱未様、田中真澄様、田端俊三様、丸尾正子様は欠席でございます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今回もZ o o mにより参加をされている方がいらっしゃいます。

次に、本日出席の行政メンバーを紹介させていただきます。京都市河川整備課長の藤井様におかれましては、所用により遅れて出席されます。また、京都府京都土木事務所長の山口につきましては、急遽欠席となりましたので、代理として技術次長の内田信行が出席しております。そのほか、関係職員が出席しております。

また、後ほど紹介させていただきますが、本日は京都女子大学の学生さんにも発表のために来ていただいております。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

本日は、資料として、次第、名簿、裏面が配席図になっているものでございます。それから、右肩に番号を振っておりますが、資料1、資料2、それから資料3-1、その後ろ

に、「針葉樹人工林の風倒木被害地における森林再生の指針」という冊子になっているものでございますが、つけております。その冊子の後ろに、A4横になります。資料3-2。A4横のカラーのやつですね。それから、資料4、資料5。資料5の後ろに回収資料の新聞記事、そして、最後に資料6を用意しております。また、メンバーの土居様から配付依頼のありましたチラシと、あと、梶田学様からも依頼のありました資料をお配りしておりますので、後ほど、その他のところで紹介させていただきたいと思います。そのほか、鴨川条例セットにつきましては、基本的に回収させていただきたいと思います。あと、12月に送付いたしました第50回の資料をお持ちでない方、いらっしゃいますでしょうか。ちょっと繰り返しになりますけども、よろしいですか。

次に、会議の冒頭であります。事務局から改めてお願いがあります。鴨川府民会議につきましては、鴨川の河川環境の整備及び保全に関する事項について建設的な議論を行う場として皆様をお願いしておりますので、発言に当たっては趣旨を十分踏まえていただきますよう、よろしくお願いたします。また、なるべく多くのメンバーに発言をいただきたいというふうに考えておりますので、御協力をよろしくお願いたします。

それでは、金田座長、よろしくお願いたします。

○金田座長

久しぶりの鴨川府民会議となりました。今年度第1回はコロナの第1波の直後で開催することができましたけれども、9月に予定しておりました今年度第2回は中止ということになりました。それから、昨年末の12月の第3回目は書面開催ということになりました。その結果はまた議事として御報告をしていただきますけれども、本年度2回目で久しぶりでございます。どうぞよろしくお願いたします。

司会のほうから説明がありましたように、この鴨川府民会議というのは京都府が作りました鴨川条例に基づいて設置されておまして、広く委員の方々の御意見をいただきまして、それを鴨川の行政に反映していただくということで、この会議としては、ものを決定したりとかという趣旨の会ではございません。鴨川がよくなるように、環境がよくなるように、そういった形でのいろんな御意見をいただくというのが趣旨でございますので、どうぞよろしくお願をいたします。

2 議 事

○金田座長

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。

議事の1番目は、第50回、前回、書面会議となりました鴨川府民会議の意見についてということでございます。事務局から説明をお願いします。

○青山（京都府建設交通部河川課参事）

失礼いたします。河川課の青山でございます。

資料1をお願いいたします。

12月の府民会議は書面会議となったところですが、皆様に意見を募りましたところ、資料1にもありますとおり、杉江貞昭様、それから藤井正博様、土居好江様から、3人の方から意見をいただきました。貴重な御意見を賜り、ありがとうございます。

その概要については1ページと2ページにまとめておまして、提出されたペーパーは3ページ以降に添付しております。

まず、私のほうから概要を簡単に説明させていただきます。

まず、1ページの概要ですが、杉江様からは、御菌橋を改築した後に、橋梁下に文化等の発信基地のような位置づけで学習発表展示コーナーを設置すればどうかという意見をいただいております。

また、その下、藤井正博様からは、御菌橋の改築と魚道の設置について、たまたま御菌橋のところを自転車で通られたということですが、府民だよりで紹介するなどしてほしかったという意見と、また、あと、オオバナミズキンバイの駆除活動については、堤防の除草作業を京都土木事務所とかがしておりますが、府が業務として定期的に発注して駆除すればどうかという意見をいただいております。

また、めくっていただきまして2ページですが、土居好江様からは、魚道の設置について、鴨川にアユが遡上するということを知らない人が多いので、プレスリリースをするなどすればどうかという意見と、また、情報発信については、コロナ禍であるからこそ、多言語での情報発信をお願いしたいという意見をいただいております。

なお、本日は、本件に関係する所管課の皆様、京都市道路建設課の、今日は谷口係長さんにも私の横に来ていただいておりますし、また、この12月、書面の関係で、京都府の水産課なり自然環境保全課にも来ていただいております。

まず最初に、私が概要だけ説明させていただいたんですが、補足などありましたら、意見をいただいた杉江様、藤井様、土居様、もし何かありましたら御意見をいただければありがたいと思います。

○金田座長

御意見をいただきました3人の方、もし補足がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。杉江さん、どうぞ。

○杉江

杉江でございます。

書面提出ということで、一応、以前から御蔭橋の増築というか改築工事がなされていまして、以前は、たしか橋のほうの幅が10メートル少しあったと思うんですけど、今回はその倍、二十二、三メートルやと思うんですけど、結構橋の幅もありまして、交通の渋滞も緩和されると思っておるんです。

そこで、せっかくの広い、いわゆる橋の下の空間ですけども、実はあそこには以前、特に右岸側にネットを張ってあったんですけど、ホームレスがおられたわけです。我々も掃除しているときには、いつも何とかならんかなという形で結構頭を痛めておったんですけども、それから、いよいよいろんな橋のほうの工事にかかるということで、京都市さんのほうの努力がありまして、たしか五、六年かかるということを知っておりまして、ちょうど右岸の北エリア、約300メートル近く、今から32年前に当会がケヤキを植えさせていただいたんです。ちょうどそこがその当時は歯抜けになっておりましたので、そういうような関係で、緑が欲しいという地域からの要望もあって、たまたま協力しようという地元の企業さんがおられまして、鴨川の会として、その当時、土木事務所のほうに、ここに取りあえず植えさせてほしいということで、ちょうど今年で32年になりますかね。結構大きくなったんです。

そういったこともあって、いよいよ今年度、ほぼ完成という形になってきましたし、それに併せて、どうか、この幅が広いので、結構下のほうも暗いので、京都市さんのほうにも照明の関係とか、そして、新しい住みかとなっても駄目やから、何かホームレス対策も考えてほしいとか、そんなようなことで、イコール、鴨川のギャラリー的な分野で何か展示物ができる、地域のほうの観光とか、それから史跡、そして、世界遺産のほうの上賀茂神社のことなどをお知らせするような掲示的なもんですね。

それに併せて、ちょうど左岸側には上賀茂小学校、右岸側には大宮小学校がございます。子供たちが、鴨川、御蔭橋を拠点として環境学習に何か役立つことができないかというようなことも考えていまして、やはりここ昨今、鴨川沿いの学校には環境学習で鴨川が題材になっておる状態ですので、子供たちが勉強した成果として、そういう場所に展示したらどうかというようなこともちょっと考えてみました。

それと併せて、ちょうどその完成にあれして、ちょうど地域の方々から鴨川の会のほうにいろいろと要望がありまして、ケヤキの木が大きくなり過ぎたと、何とか短くまた剪定でもしてほしいという要望がありまして、昨年から京都市さんの関係部局のほうにちょっとお願いしておきましたら、おかげさんで数日前に剪定が済んで、道路側に面しては結構スムーズに車が通行できるような状態になってきました。

そんなことで、せっかく5年、6年かけて出来た北のほうのそういったピンポイントの橋ということで、何か生かすことはないかというので、それ以外の、ほかの委員さんが何かいいアイデアがあればお話ししたらどうかと思います。

そんなようなことで、これからも当会のほうとしても、令和3年の、いつも清掃活動は11月にやっているんですけども、北大路から上賀茂橋までやっておりました。今年から秋の清掃活動については、北山大橋を拠点として南に行くグループ、北大路まで、そして、今の北山大橋から御薊橋まで清掃活動する計画でおります。

だから、これからいろいろと、観光面とか、それから地域の環境のほうの1つの発信基地みたいな形でなっていけばいいと思っております。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかのお二人はよろしいでしょうか。

何か、この前回の書面会議の結果、ただいまの補足も含めまして、何か御質問などございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、議事の2つ目に参りたいと思います。外国人向け行政看板のわかりやすさに関する実践的プロジェクトについてということで、京都女子大学の学生さんたちのグループが調査をしてくださっております。まず、その御報告をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○青山（京都府建設交通部河川課参事）

失礼いたしました。鴨川の看板につきましては、令和元年12月の第47回鴨川府民会議において、自転車の高速走行に関する看板の説明をさせていただきましたが、これをきっかけに、この河川敷の看板について、当会議のメンバーである京都女子大学の諏訪教授のゼミ生を中心に問題意識を持っていただきまして、現地調査とかアンケート調査を実施の上、まとめられたということで、最初に諏訪先生のほうから、ちょっと私は今簡単に申し上げ

ましたけど、補足説明と学生さんの紹介、今日は3人来ていただいておりますけども、学生さんの紹介を行っていただいて、発表をお願いできますでしょうか。

○諏訪

ありがとうございます。今回は貴重な機会を賜りましてありがとうございます。京都女子大学現代社会学部の諏訪と申します。

今回のプロジェクトに関しましては、本学の大学学長の採択プロジェクトということで行ったものです。今回のきっかけは、今、御紹介いただきましたとおり、鴨川の自転車危険走行の問題がございましたので、ということの背景を基に、ちょうどその頃、学生さんのほうから大学の学びを実践的な部分に結びつけたいというような希望がございましたので、では、ちょうどいい機会であるから、いろいろと調べてごらんささいと、そういったプロジェクトを立ち上げてみましょうということになりまして、実際に現場に行ったり、それから、外国人と、加えて日本人にも最終的には聞いたんですけれども、どういうふう看板というものを捉えているのかということについて調べましょうということにいたしました。

この調査の実施に関しましては、土木事務所、河川課の皆様の多大なる御協力をいただきまして、調査を実施した部分でございます。

何かと不慣れな面もあるかと思えます。こういった場面でプレゼンテーションするのは、学部学生には非常に初めてのことが多ございますので、温かい目で御覧いただきますと同時に、学生参画の試みとして、あくまでも案でございますけれども、こういった調査を基に、学生がこういう案もありますんじゃないかしらというところをプレゼンテーションするということで御覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

○近藤（京都女子大学）

このたびは発表のお時間をいただき、誠にありがとうございます。京都女子大学の近藤、林、友次と申します。

今から、京都女子大学で活動いたしました、「外国人向け行政看板のわかりやすさに関する実践的プロジェクト」の発表を行います。

初めに、このプロジェクトに携わったメンバーを紹介します。

このプロジェクトでは、主にデザインを考えるデザイングループと、主に英語や日本語の表記を考える表記グループに分けました。デザイングループでは、本学の生活造形学科が3名携わり、学内で得た専門的な知識を生かし、デザイン作成を行いました。そのため、

これから発表いたしますデザインは、質だけではなく、視覚的にも見やすいものを追求しております。

目次はスライドのとおりになります。この順に沿って説明してまいります。

まず、目的です。

京都といえば、数多くの有名な観光地が国内外からの訪問者を引きつけています。実際に、本年度のコロナの影響以前には、京都府では、右下のグラフのように外国人観光客数が年々増加しています。

しかし、文化や生活空間内における認識が異なる日本人と外国人が何ら問題なく過ごすことができるのか、そのための情報共有の在り方に課題がないのだろうかと考えました。なお、この課題は、コロナが収束するか否かによらず、恒常的に考えられるべき課題と捉えています。

そこで、9月から11月に鴨川で現地調査を行い、現場での課題を確認しました。

現地調査を行った目的は、主に2つです。第1に、どのような看板がどこに設置されているのかということを確認する目的、第2に、鴨川の利用者はどのように利用しているのかということです。

調査は、京都府京都土木事務所様から御提供いただきました調査箇所と鴨川標識平面図の資料を参考に行いました。一つ一つ看板を撮影し、GPSを基に看板の場所をグーグルのマップにプロットしていきました。そして、写真とGPSの記録を結合させ、1つのデータにしました。

調査結果がこちらです。

まず、看板を一つ一つ記録したことで、看板の位置と種類を確認することができました。さらに、鴨川の利用形態に関しては、やはり自転車の高速運転が問題であると感じられました。本年度は、新型コロナウイルス流行によって鴨川の利用者が少ないため、むしろ自転車の高速運転をしている人が目立ちました。調査時の印象としては、高速運転する人は男性の若年層が最も多く、イヤホンをつけながら走行している人も見られました。

理想的な観光地や街は、日本人も外国人も、そして、その土地で暮らす市民も過ごしやすい街だと考えられます。そこで、先ほどの現地調査を踏まえた上で、どうすれば誰もが過ごしやすい理想的な街に近づけることができるかと考えました。

その答えを導くために活用いたしましたのが、鴨川沿いの行政看板です。行政看板という正式なジャンルはないようですが、ここでは、各都道府県や市町村、つまり行政が設置

する看板を行政看板と呼ぶことにいたします。例えば、右下の2つの写真が行政の看板です。

このような看板は、何かを注意する役目もありますが、何かを案内する役目を持っているものもあります。つまり、看板は人を導くための重要な媒体と言えるでしょう。そのため、この行政看板が外国人に正しく認識されているのかを調査し、どの部分が外国人にとって分かりにくく、どのようにすれば、より分かりやすいものになるのかを検討し、検討を基に修正することで、誰もが過ごしやすい街に少しでも近づけていくことができるのではないかと考えました。

では、なぜ、鴨川沿いの行政看板にしたのか。その理由は、まず、鴨川は外国人が訪れる京都の観光地でもあること、そして、鴨川には公園という側面もあることから、市民生活と深く関わりのある場所だからです。

次に、調査概要に移ります。

調査対象の看板はスライドのとおりです。

調査では、外国人にヒアリング・アンケート調査を行いました。

調査対象者は、主に日本に留学経験のある外国人や、本学の外国人教員などに御協力いただきました。

調査方法としては、ヒアリング調査はライン電話やZ o o mを利用し、アンケート調査ではグーグルフォームを用いました。

調査数は28名です。

国籍はスライドのとおりになります。母国語が英語以外の外国人にも調査を行い、アジア圏出身者にも調査を行いました。

年代は20代から50代で、男女比は半々です。最も多い年齢層は20代です。これは、調査対象者として留学生が対象になっていることが多いためです。

なお、プロジェクトとは別に、ゼミナールの一環として、日本人を対象とした同様の調査を行いました。日本人の調査では、鴨川を知っている、あるいは利用したことのある人を対象としました。

調査方法は、グーグルフォームによるアンケートです。

調査数は34名。

年代は20代から50代で、外国人と同じく男女比は半々です。友人などのネットワークを伝って調査対象者を確保したため、最も多い年齢層は20代です。

ヒアリング・アンケート調査の概要に移ります。

ヒアリング調査では、電話やZ o o mによって会話可能な留学生や大学教員を中心に行いました。今回の調査は日本の文化や景観に関する内容であり、外国人にとっては、日本人である調査者に対して本当のことを言いづらいのではないかと考え、最初にヒアリング調査を行いました。調査対象者とは比較的親しい関係性にあることから、本音を容易に聞き出しやすく、虚偽の回答を減らすことができるよう、調査の質の向上を目的に行いました。また、このヒアリング調査で得た外国人の意見を基にアンケート調査のベースを作成することで、アンケート調査でもより質の高い調査ができると考えました。

そして、アンケート調査では、サンプル数を増やすことと、より広範囲に調査することを目的に行いました。現在は海外に在住しているといった直接会話することができない調査対象者に対しても、調査が可能となりました。

ヒアリング・アンケート調査の内容はスライドのとおりです。調査対象の看板だけでなく、看板自体に関する内容や日本の景観に関してなど、幅広くヒアリング、アンケートを行いました。

第1に、日本に設置された多数の看板は必要か。この質問は、看板の必要性を問うことによって、課題点を絞ることを目的としました。

第2に、来日前の日本の印象と来日後の日本のイメージは同じであったか。この質問は、私たちは日本人であるため、日本を基準として考えると思います。そのため、日本の印象を客観的な立場である外国人に聞くことで新たな発見につながるのではないかと考え、質問しました。

第3に、図1の看板が注意喚起している事柄の理解度について。理解できた場合、どの点で理解できたか。理解できなかった場合、どのように修正すべきか。

第4に、図2の看板が案内している事柄の理解度について。理解できた場合、どの点で理解できたか、できなかった場合はどのように修正すべきか。

第5に、図2の英語は分かりやすいか。この質問は、英語を母国語とする外国人を中心に聞くことで、違和感のない英語表記を検討するために行いました。

第6に、日本の景観、文化について気になる点を質問しました。

下線を引いている質問に関しては、日本人に対しても調査した内容です。

○林（京都女子大学）

次に、調査結果に入ります。

まず、看板の必要性に関してですが、外国人も日本人も、必要とする回答者が半数を超えていました。

それぞれの意見はこちらになります。

まず、外国人は、多くの看板があることを日本の文化の1つとして捉えているといった意見や、英語が話せる国民が少ないため欠かせないといった意見が散見されました。また、日本の看板を逆に面白いと感じ、オリエンテーリング感覚で解読を楽しむといった意見もありました。

しかし、不必要とした回答者に、多過ぎるや、事故の可能性を示唆する意見が見られました。

日本人に関しては、景観を壊さない程度で必要とする意見もありましたが、中には、景観を損なうものもあるとした意見もありました。

次は、外国人に行った調査で、来日前と来日後のイメージが同じであったかという質問で、同じであったと回答した外国人は74%でした。イメージどおりだったものとして、ごみの少なさや文化と国民性、伝統的な昔ながらの建物といった回答がありました。

イメージどおりではなかったとした意見には、国道沿いの町並みや漫画をイメージしていたといった意見もありましたが、中には、予想以上にきれいといった、よい意味でのイメージどおりではないと回答した外国人もいました。

次は、こちらの図1の看板について、伝えたい事柄が分かるかといった質問で、分かる と回答した外国人が78%、日本人が73%で、分からないと回答した外国人が22%、日本人が27%でした。

日本人も外国人も、分かる と回答した回答者は、文字や転んでいるイラストを見て分かった といった意見が多く見られました。

しかし、分からない と回答した外国人の意見では、赤い衝撃のマークが3か所にあることで情報量が多いと感じるとした意見や、歩行者が後ろから来る自転車に気をつけるのか、自転車が歩行者に気をつけるべきなのか、歩行者と自転車のどちらに注意を呼びかけたいのか分からない といった意見が見られました。

次は、こちらの図2の看板についてです。こちらの看板が伝えたいことが分かるかという質問では、分かる と回答した外国人が69%、日本人が76%で、分からない と回答した外国人が31%、日本人が24%でした。

分かる と回答した外国人の意見には、イラストと英語表記と回答しているものが多く、

また、標識全体を見て分かったとするものもありました。

分からないと回答した外国人の意見では、右下にある車椅子と自転車に斜線が引かれているピクトグラムによって、「この標識より先は車椅子と自転車が通行禁止では？」といった誤認識されているケースが数件確認されました。

また、標識下部にある京都府京都土木事務所の文字と電話番号がほかの文字表記とフォントサイズがほぼ同じであることから、情報量が多いと感じる意見もありました。

この標識に関する調査では、認識できると回答した外国人でも、この標識をどのように理解したかを聞いた際に、誤解しているケースが数件確認されました。そのため、実際は、この数値以上に看板を分からないとする外国人が多い可能性があります。

次は、先ほどの標識の英語表記に関する質問です。こちらの英語表記「O n l y s t a i r s a h e a d」が正しい、これは分かりやすいという意味です。正しいとした外国人は55%、正しくないとした外国人は35%でした。

正しくないと回答した外国人からは、正しいと思う英語表記の意見を集めました。その一例がこちらです。

また、その他を回答した外国人は、母国語が英語以外であることから正誤の判断は難しいが、一目で認識可能という意見でした。

最後の質問は、日本の景観に関してです。日本の文化や景観は、私たちにとって当たり前な風景だと感じているため、新たな発見をすることは非常に難しいです。そのため、今回、外国人に日本に関することを直接尋ねることで、今まで気づくことができなかった日本の新たな側面を見つけることができました。例えば電線や電柱の多さ、清潔さ、塗装など、景観に関する様々な意見を聞くことができました。

○友次（京都女子大学）

成果に入る前に、看板の修正案を考えていく上でのビジョンを紹介いたします。

私たちが作る看板は、京都らしく、わざわざ看板を見に来るぐらいユーモアにあふれた、注意喚起以外の役割の価値をつけた、今後何十年も愛され、これまでの看板の概念を覆した、サインボードではない新たな固有名詞を生み出す、アートのような看板を作りたいと考えました。

そして、先ほどのヒアリング・アンケート調査を基に検討した結果がこちらです。

まず、この看板に関しては、このような修正案を提案することにしました。ポイントは、まず、自転車に乗っている目線にしたことです。外国人に調査をしたところ、歩行者に注

意しているものなのか、自転車を運転している人に注意しているものなのか分からないという意見が確認されました。そのため、誰に注意してもらいたいかという対象者を明確にしました。

次に、英語表記を追加したことです。調査では日本語でしか書かれていないため分からないといった意見が多数見られたので、追加しました。

そして、京都らしい看板にしたことです。ほかの看板とは異なり、アートのような京都らしい看板にすることで、より外国人の目に止まりやすくなるのではないかと考えました。

ほかの修正案はこちらです。

自転車は浮き出るように設計し、おばさんを採用することで、ユニークかつ面白い看板であると考えます。

また、看板の裏側を百人一首にすることで、看板を見ると同時に、百人一首巡りといったスタンプラリーのような新たな体験も期待できます。

今回の発表に際し調べたところ、第49回鴨川府民会議での「鴨川語らいの道」構想に似ており、巡るという体験は、現在のコロナ禍において運動不足解消にもつながり、外国人の興味も喚起できるのではないかと考えております。

次の修正案はこちらです。

ポイントは、まず、浮き出るように立体化させたことです。立体化させることで、より人の目に留まりやすくし、デザインも、鴨川沿いになじんだ薄い茶色を用いることで、京都らしくしました。

次に、スロープを加えたピクトグラムです。

外国人への調査では、右下の車椅子と自転車の禁止マークが書かれていることで、この標識より向こう側は車椅子と自転車が通れないという誤解がされているケースが多数確認されました。そこで、ピクトグラムにスロープを加えることで、この先にはスロープがないため、車椅子と自転車はUターンしなければならないということを明確にしました。

そして、情報量を減らし、簡潔にまとめたことです。フォントサイズが同じであることと文字数が多いことで、何を一番に伝えたいかという点が不明瞭になっているため、このように修正しました。

ほかの修正案はこちらです。

このスライドに掲載している2つの標識は、ほかの意見とは比較的、端的に示されている英語であるため、イメージとして載せています。

ほかの意見は、こちらにあるとおりです。

○近藤（京都女子大学）

今回提案しました修正案では、京都らしい一種のアートに仕上げ、見る人により一層興味を持ってもらえるものにしました。また、観光地のグローバル化が進んでいく中で、人を導く存在である看板のグローバル化にフォーカスを当て、これまで活動を行ってきました。そして、日本人も外国人も、その土地で暮らす市民も過ごしやすい鴨川を追求することは、鴨川の本来の在り方である、心休まる憩いの場を取り戻すことに役立つと考えております。

個人的な感想ですが、私は今まで鴨川の様々な姿を見てきました。お花見やピクニックでにぎわう鴨川、自然と触れ合える鴨川、時には台風で増水していることもありました。今回のプロジェクトで現地調査に行った際は、コロナの影響で鴨川は閑散としており、どこか寂しい風景でした。その一方で、自然は本来の姿を取戻しつつあり、昔の鴨川はこんな風景だったのかもしれないと感じました。

昔の風景を維持しつつ、自然と人が共存できる鴨川、そして、日本人だけではなく、外国人もともに心地よく過ごせる鴨川をさらに追求していきたいと思いました。

発表は以上です。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○金田座長

どうもありがとうございました。

ただいまの御発表に関わりまして、御質問や御意見などございませんでしょうか。

杉江さん、どうぞ。

○杉江

鴨川の会の杉江でございます。

なかなかユニークな、ほんで、ちょっとすんなりと目に入ってくるような看板で、普通、本来は規制的なことばっかりが先に出て、ユニーク感というのが、どっちかいうたら文字ばっかりという形になりますけど、まあまあ、まずまず、いい感じかなと思っておりますし、今回、自転車が結構、園路がかなり整備されておるので高速で走る人も結構多いので、事故等々も増えておりますので、今回については自転車のほうがクローズアップされていきますけど、できれば、場所によってですけども、特に外国からの人が、習慣が多少違うので、ごみのポイ捨てが当たり前やという人も結構おられますので、そういうときは、人の心に訴えるような、何かユニークな看板のデザインを考えてもらったらどうかと思います。

以上です。

○金田座長

どうぞ、土居さん。

○土居

すばらしいプレゼンをありがとうございました。

御質問でございます。

まず、外国人と一くくりになさっているんですが、私も世界各国の外国人に京都を御案内しておりますけれども、随分と文化も違えば風習も違う。主にどちらの外国人をターゲットに想定されたのかということをお教えいただきたいことと、京都らしいという言葉が随分出てまいりました。京都らしいということを一言で言うならばどのようにお考えなのか、この質問でございます。

○金田座長

何かお答えはありますでしょうか。

○近藤（京都女子大学）

御質問ありがとうございます。

まず、ターゲットの外国人に関してですが、この本プロジェクトのほうでは、ターゲットの外国人は一応、全ての外国人という意味で、アジア圏もちろん、ヨーロッパもアメリカ圏も全ての外国人を対象に、多様性を重視して、外国人を、全ての全世界に広げたいなと思っておりますが、実際のところ、ちょっとヒアリング、アンケートをしきれていない部分もありますので、ターゲットは、現在のところではヒアリングした外国人の国籍になるかと思われまます。

次に、京都らしいを一言で言うという質問なんですが、私たちのこのプロジェクトの会議の際に、京都らしいって何だろうという議題で会議をしていました。その際に出た案を組み合わせたんですが、一番多かった案としては、やはり和風な感じでしたり、着物を着ているだったり、それ以外にも様々な意見が出ましたが、その会議の中で出た意見で、京都らしいという意見にまとめました。

以上になります。

○諏訪

補足いたします。

やはりサンプル数ですとか、それから、ターゲットをどう捉えるかという観点からはま

だまだ少ない部分がございますので、可能な限り、今後、機会があれば補充していきたいと思っておりますのと、それから、杉江様のほうから御指摘いただきましたとおり、今回は自転車のほうに特化して組み立てておりますけれども、問題意識といたしましては、当然、ごみのポイ捨ての問題であるとか、それ以外のマナーの違いという観点に関しても学生たちからいろいろな意見を聞いておりますので、また、機会があれば研究していきたいと思っております。

○金田座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○川崎

これ、非常に学部の学生さんということで、よくここまで分析して、アイデアを提案されたなと思って、まず、驚いています。すごく頑張ってやっておられるなと思っています。京都のいいところは、こういう学生さんのアイデアを、できるだけフレッシュな、新鮮なアイデアというのを、ぜひ実現のほうに向けて事務局も検討いただけたら、我々もうれしいというふうに思っている次第でございます。

前半部分の分析の中身で、やはり一番大きなネックになっているのは、分かりにくいというのが4人に1人ぐらいいるということで、それで、その理由がはっきりしていて、情報量が多いという、何が書いてあるかよく分からないとか、それから、文字が、文章がどういうものになっているのかよく分からないという、この2つが大きな原因というか、結果で、それで、最後に修正案として、21ページと22ページで案が2つ出ているわけですが、この中で、右側の例えばカラー版のこの絵のようなもの、これは私もちょっとデザイン関係の研究室を持っているのであれなんですけど、屋外の場合、太陽光でもって色がどんどん退色していったり汚れがついたりするので、實際上、このプリントがなかなか難しいということになっていて、それで、最近ではなかなかいい素材も出てきているんですが、そういう意味では、どちらかというとなら左側の白。白というのはちょっと汚れるので、この白のところをもう少し先ほどの自然景観に合うような形か、場合によっては白で、無彩色系でいけるといえばいけるんですが、マンセルとかでいうとIRとかで使いながらやっていくということになると思います。

1つは、ただ、これでもちょっとまだ情報量が多いかなと思っていまして、舞子さんの絵が要らないか、下の自転車の絵が、これは自転車と受け取っていただけたらそれはいいんですが、それが分かりにくいという人もいるかもしれないので、若干、この形を洗練さ

せる必要があると思いますが、人を抜きにして、それで、文字だけで。結局、文字と絵が混在しているので、やっぱり分かりにくいということだと思っているんですよね。なので、極力絵の数を少なくされてはどうかと思っています。今後、ちょっとその見やすいデザインの方法論を、もうちょっと情報量を減らす。

それから、23ページの修正案の2のところ、これも白黒版、カラー版とあるんですが、このカラー版のやつはIR系にすればあると思うので、これは縦型にするか、路面に貼るかでちょっと形が変わってくるのと、それから、これでもやっぱり文字が、先ほどの文字は「Only Stairs Ahead」は分かりにくいということで、「Access Only By Foot」のほうが良いということなんですが、その文字と、それから、この絵のところ、3つもやっぱり要らないなと思っています、その丸の描いてある階段のやつは字で分かっているので、これは消してしまって、バツの部分だけを出したらいいのかなと思っています。

ただし、今ちょっと提案で出されているこのバツは、バツテンが打ってあるので、この2つ持ってくるのは、元の原案の京都府がつくっておられる丸印でバツと打っているやつのほうが世界標準のたしかピクトグラムだったと思いますので、そういうふうになんかちょっと入れ替えて、もう少し情報量と見やすくする、この形をベースにして、たたき台にして、ちょっと洗練させていくというのがいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○金田座長

まだ、デザインの観点からの御意見もごさいます。御検討いただければと思います。

ほかに御質問や御意見などは、どうぞ。どうぞ。ちょっとお待ちください。

○平井

失礼します。平井です。調査研究、いろいろと御苦労さまでございました。

今回の御発表で感じたのが、ユニバーサルデザインとか、ジェンダーの問題であるとか、そういうふうな、これからの次世代を考える看板であるとか表示というふうなことを考える上で、今、鴨川にたくさんの種類の行政看板というのがあって、行政看板というふうになんか一くくりされて、その中で今回は自転車と歩行者というふうなことに焦点を当ててデザインを考えられたということだと思ってしまうんですけども、国はどのような看板を立てているのか、市はどのような看板をかけているのか、そして、府はどのようなふうな看板を立てているのか。これら行政によって縦割りの中で、看板がたくさんあるわけですよね。

そういうふうな、もっともっと鴨川に関わる基本的な看板、どういうふうな、どこの場所というふうな形で、今回、デジタルマップを使ってマッピングされたということですが、そういうふうな基本情報をもう少し御提示していただいて、じゃ、今回、自転車と歩行者の看板をどうするかというふうな考えられたわけですが、自転車、歩行者だけを注目するような看板以外に、外国人の方々に特に注意してもらわないといけないのが、災害のときにどこに避難すればいいのかであるとか、何が危険であるのかというふうな、生命に関わるような看板表示、あるいは危険箇所というふうな、看板表示というふうな、鴨川全体の看板の中で何が一番大事なのかという、その看板の優先順位であるとかというふうな情報をもう少し整理して、その中で、じゃ、歩行者と自転車の看板はどういう位置づけになるのかという看板のランクづけといたらなんですが、その看板の優先順位を、国、京都府、京都市がどのようにそれぞれの管轄の中で使っているのかというふうなことを、もう少しリアルに学生さん目線で調査していただくというふうなことが今後必要かなというふうに思います。

あとは、QRコードをつけるであるとか、照明をつけるであるとか、そういうふうなことも今後必要だと思いますし、ジェンダーの問題でいうと、今回、京都らしいということで舞子さんの後ろ姿をデザインに選ばれていますけれども、今回、着物の研究もされている柗木先生もいらっしゃいますけれども、これが果たして着物文化の象徴とされるような髪型であったり、着物の着方であったりというふうなことを考えると、何かちょっと違和感があって、これを京都らしいというふうを感じる感性というのが、京都で学ぶ学生さんにもう少し、何ていうかな、京都らしい、京都らしい、女性らしいというのはジェンダーと関わってくるようなことになるんですけども、それを越えたユニバーサルな観点で、もう少しデザインとか京都の文化というのを見直していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○梶田

梶田と申します。発表ありがとうございました。発表内容も発表の仕方も、とても分かりやすかったです。

私は鴨川で野鳥の保護のことをやっているのですが、中州の卵を踏まれたりしないように看

板をつけたりして、いろんな看板に非常に興味があるんです。今回提案していただいたことは非常に参考になりました。特にデザインはですね。

非常に聞きたいというか、今後のことなんですけど、この提案していただいた看板が、外国人の方とか日本人の方にもう一度見せて、実際どれぐらい理解度が上がったかとか、それから、イメージ、これだととても川にマッチしますねというイメージが上がったとかという情報が非常に欲しいですね。それを基に一般化して、こちらで作る看板もそれを取り入れていきたいので、ぜひそこまで、もうちょっとだと思えますのでやっていただいて、よろしくをお願いします。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

○諏訪

ありがとうございます。今回、非常に多方面から御意見いただきまして、私自身の中でも、うん、そうだなと思っているところを御指摘いただいた部分が非常にございまして、学生の指導をやりやすくなったなと思っておりますので、また、こういった機会をいただきながら、かなりプロフェッショナルなデザイン案についても御意見等をいただきましたし、ジェンダーの問題も喚起していただきました。また、それから、これをどう正当化してベリファイしていくのかという点に関しても非常に参考になりましたので、引き続き、学生と共に、研さんを積んでまいりたいと思っておりますが、このような機会を学生共々いただけた点、非常に感謝しております。ありがとうございました。（拍手）

○金田座長

この会議でも、以前に京都土木事務所のほうで鴨川の看板の数を調査していただきまして、あまりに膨大な数があるのでびっくりしたことがございますが、皆さんも御記憶にあらうかと思っておりますけども、それも大きな問題の1つだろうと思っております。あわせて、いろんな形で検討が進めばいいなというふうに思っております。

それでは、引き続きでございますが、次の議題に入らせていただきます。3番目でございます。鴨川上流域における倒木対策等についてでございます。まず、事務局から説明をお願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課参事）

失礼いたします。まず、資料3-1をお願いいたします。

鴨川上流域における倒木対策等についてでございますが、倒木につきましては、大雨により木が流されて橋脚に引っかかるなどして、甚大な洪水被害の原因となるおそれがあります。この府民会議におきましても、最近では2年前の3月に第44回府民会議において議論をいただいておりますし、1年半ぐらい前には、第46回の委員会議で、鴨川上流において鹿による獣害のため森林が荒れているということで、上流域の森林保全と野生鳥獣の被害対策について議論をいただいたところです。

本日は、倒木被害の現在の復旧状況、倒木は平成30年の9月の台風とかで非常に倒木がありましたけども、その現在の復旧状況や対策の概要について、まず、京都府の農林水産部に説明いただいた後に、京都市さんが、今日も皆様に冊子でお配りしております「針葉樹人工林の風倒木被害地における森林再生の指針」という、こういう冊子を作成されておりますので、京都市さんのほうからその説明をお願いしまして、最後に、うちの京都土木事務所のほうから、砂防施設を活用した流木対策について説明をいたします。

まず、京都府からの説明ですが、本日は、私の隣に森の保全推進課の村瀬主幹と林業振興課の内館主幹に出席いただいております。

それでは、説明をお願いいたします。

○内館（京都府農林水産部林業振興課）

失礼いたします。私は京都府林業振興課の林業振興・府有林係の内館と申します。よろしく申し上げます。

林業振興課では、主に森林所有者が実施される植栽や間伐等の保育作業の補助事業というものを所管しておりますが、本日は、治山事業等、府営事業を担当しております森の保全推進課の、先ほど紹介がありましたけども、村瀬係長にも同席していただいておりますので、よろしく申し上げます。

私のほうからは、平成30年9月に発生しました台風21号による風倒木被害の復旧状況について御説明させていただきます。座って御説明させていただきます。失礼します。

お手元の資料3-1の表紙を1枚めくっていただき、1ページ目を御覧ください。

風倒木の被害状況ですが、平成30年9月4日から5日にかけて全国に猛威を振るいました台風21号では、京都府においても、京都市を中心に、長岡京市、大山崎町、宇治田原町、亀岡市、南丹市の6市町に及ぶ広範囲において大規模な風倒木被害が発生しました。府内の被害面積のうち、復旧が必要な人工林につきましては316ヘクタールとなっており、市町

村別の内訳を見ますと、京都市が252ヘクタールと、ほかの市町と比べましても被害が大変大きなものとなっております。

次に、復旧の状況でございます。

京都府におきましては、倒木の除去後の植栽など森林所有者の方が実施される取組について、公共造林事業等の補助事業により支援をしております。また、所有者では対応が困難な人家裏山などの危険箇所においては、公共治山事業などの府営事業で、倒木の処理、植栽等を実施しております。これにより、令和2年12月末時点ではございますが、全体の54%、170ヘクタールの復旧に着手している状況となっております。特に人家裏、軌道沿いの危険箇所については優先的に復旧を進めておりまして、下の表にもございますとおり、被害面積20ヘクタール中、19ヘクタールに着手している状況となっております。また、それ以外の箇所につきましても、令和5年度にはほとんどの倒木が除去できるよう、計画的に取組を進めてまいります。

次に、鴨川上流の鞍馬、静市、雲ヶ畑についての状況でございます。

鞍馬地区における復旧必要面積は53ヘクタールとなっております、これまでに人家裏や鉄道軌道沿いを中心に31ヘクタールに着手しているところでございます。

静市地区につきましては、復旧必要面積が24ヘクタールで、現在、人家裏や府道沿いを中心に、11ヘクタールの復旧に着手しているところでございます。

次に、雲ヶ畑地区でございますが、復旧必要面積は17ヘクタールでございます、現在、人家裏、府道沿いを中心に3ヘクタールの復旧に着手しているところでございます。

鴨川上流のこれら3つの区域では、復旧必要面積94ヘクタールのうち45ヘクタール、約5割程度の倒木除去に着手している状況となっております。

次に、未然防止対策の取組ということで書かせていただいておりますが、今回の台風被害では、電車の軌道などインフラ施設への被害がかなり大きかったということから、国では、未然防止の取組として、鉄道等の重要インフラに近接する森林について、市町村等の公的主体と森林所有者、施設管理者などが協定を締結して、危険木の除去、植栽を行う補助事業というものを令和2年度に創設されております。これにつきましては、京都府におきましても、令和2年度に京都市内において事業を実施しているところでございます。

次の2ページ目を御覧ください。

これは、鴨川上流域での風倒木被害地について、人家裏や鉄道軌道沿い、河川沿い、公道沿いの保全対象がある箇所のみとなっておりますが、復旧の状況についてお示ししたも

のでございます。緑色に塗り潰している箇所が復旧に着手したところで、黄色で着色しているところが未着手のところとなっております。また、赤枠でお示ししている箇所につきましては府営事業で実施している箇所となっております。まだ着手できていない箇所というのもありますけども、早急に実施できるよう、京都市や担い手となっております森林組合とも十分連携をして取り組んでまいりたいと思っております。

また、この図面でお示ししていない奥山の被害地についても、所有者の同意が得られたものから順に整備を進めている状況でございます。

次の3ページから5ページにつきましては、倒木の除去状況の写真となっております。

なお、写真の前につけております①番、②番、③番、④番という番号につきましては、2ページの地図にお示ししております番号と合うようにしております。

それでは、3ページのほうを御覧ください。

①番につきましては、鞍馬温泉から花脊峠、北へ1キロほど行ったところの現場でございまして、ここにつきましては補助事業により倒木を除去された箇所でございます。

また、②番目、③番目につきましては鞍馬寺の周辺の被害地でございまして、近くに人家や叡山電鉄の軌道があるというところがございます。府営事業により、倒木の撤去等に取りかかっている写真でございます。

次の4ページを御覧ください。

④、⑤につきましては、雲ヶ畑中津川町の雲ヶ畑公民館付近の人家裏の被害地の状況でございます。ここにつきましても府営事業により復旧を行っております、ちょっと見にくいんですけども、施工後のほうは白い点々みたいなのがありますけども、そこにつきましては植栽まで実施をしたというような箇所となっております。

また、⑥につきましては、雲ヶ畑の下流になるんですけども、府道沿いの上賀茂での被害地の状況でございます。ここにつきましては、補助事業により倒木が撤去されている箇所でございます。一部、河川に面するようところで被害がございましたが、現在では倒木の除去が完了しております。

次の5ページを御覧ください。

⑦につきましては、これも同じ、先ほど言いましたように府道といいますのは京都京北線になるんですけども、の上賀茂での被害地でございまして、道路沿いで大変目立つところでしたが、補助事業により森林所有者の方が復旧されたというようなことで、倒木の除去というのがもう既に完了しております。

下の⑧につきましては、先ほど少しお話をさせていただきましたが、令和2年度に国が創設したといいましたその補助事業により、京都市が事業を実施した箇所となっております。当事業においては、鉄道の線路、河川にかかりそうな危険木を前もって伐採し、広葉樹等の植栽を実施されております。植栽されている樹種としましては、紅葉や桜、ケヤキ等を植えておられます。

今後とも、こうした新たな取組や既存事業における予算をしっかりと確保し、京都市や作業の中心となる森林組合ともしっかりと連携をして、早急な復旧に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○青山（京都府建設交通部河川課参事）

引き続き、京都市林業振興課の安藤担当課長様から、先ほど紹介しましたこういう「針葉樹人工林の」という冊子を皆様のお手元に配付しておりますので、それに基づいて説明をさせていただきます。

○安藤（京都市産業観光局農林振興室林業振興課）

ただいま御紹介をいただきました京都市林業振興課の安藤と申します。よろしく願いをいたします。

私のほうからは、今御紹介いただきましたとおり、お手元にお配りをさせていただいておりますこちらの「針葉樹人工林の風倒木被害地における森林再生の指針」の概要について御説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

まず、冊子をおめくりいただきまして、はじめにのところなんですけども、この指針につきましては、平成30年12月に設置をいたしました森林倒木地の再生に関する有識者会議の委員の皆様からいただいた御意見を踏まえまして、風倒木被害を受けた針葉樹人工林における森林再生を進めるための方向性を指針として取りまとめたものでございます。あくまでも指針ということでございますので、規制をするものではなくて、実際に再生を行う森林所有者様や森林組合に対しまして、この方針に沿った再生を進めていただけるように誘導していくためのものでございます。

続きまして、冊子の1ページの被害の概要でございますが、表の1-1に京都市内の区ごとの被害箇所数と面積を載せてございます。台風21号被害では、左京区、右京区を中心に大きな被害が発生をいたしました。特徴といたしましては、鞍馬街道、雲ヶ畑街道、周山街道に沿った谷あい、大規模に面的な被害が発生いたしました。

その下に、1－2のところがございますけども、被害の形態ということで、倒伏、折損、幹曲がりという、この大きく3つに区分をしております、その中でも、1ページの右下の写真がございますとおり、根返り、こちらの被害が多発した被害地というのがやっぱり一番厄介でございます、このような根返りが生じた場合には、地表が大きく攪乱されますので、再生の手法が難しいだけではなく、その後の降雨等によって土砂災害の危険性が高まっているような状況でございます。

実際に昨年7月上旬に京都市内でもかなり強い雨が降りまして、その雨が原因で、皆様御存じのとおり叡山電鉄鞍馬線の貴船駅付近で山腹崩壊いたしまして、現在でも市原駅から鞍馬駅の間で運休が続いているところでございます。

そのほかにも、7月の豪雨で、市内で20か所ほどの山腹崩壊が発生いたしました。そのうち半数以上が台風21号による風倒木被害地で発生しておりますので、やはり風倒木被害地でその後の土砂災害の危険性が高まっているのだなということを実感したところでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

これまでの取組ということでございますが、倒木処理の方針といたしまして、緊急性の高い、公道や民家、河川、鉄道路線に近接する箇所を公道沿い等ということで一くくりにしておりまして、その公道沿い等から優先的に復旧を進めることとしているところでございます。

2－2の復旧状況につきましては、この冊子に記載の数字は被害発生からおおむね1年後のものとなりますので、直近につきましては、京都市内の被害面積252ヘクタールのうち、おおむね半分、50%ほどの着手率ということで、植栽まで完了しているところについては30%という状況でございます。

ただ、優先的に進めております公道沿い等につきましては、約8割の被害地で復旧作業に着手しているところでございます。山奥の被害地につきましてはまだまだ手つかずのところが多く残っておりますが、公道沿い等の緊急性が高いところにつきましては一定復旧が進んできておりまして、できれば次年度、令和3年度中には植栽まで復旧を終えられるように、京都府様や森林組合と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、4ページでございますが、ここからがこの方針の本題となるわけですが、まず、基本理念といたしまして、文中の2段落目に記載しておりますとおり、地域生態系

に配慮しつつ、立地条件に応じた適地適木の実施により、防災的機能を持つ森林へと誘導するとともに、林業として経済性も追求することとしております。

この理念に基づきまして、4ページ目になりますが、3-2に記載しておりますとおり、気象災害を受けにくい森林の特徴を踏まえまして、3-3で、再生方針といたしまして3つの方針をお示ししております。

まず、1つ目でございますが、広葉樹を中心とした多様な樹種が植栽された森林をつくるということでございますが、これは適地適木ということで、つまり、その立地に最も適した樹種で構成された森づくりを行うべきとする考え方でございます。倒木被害跡地へ植栽する樹種の選定につきましては、防災面だけではなく、経済性、景観面など様々な視点での検討が必要となりますが、まず、それらの基本となる考え方として、この適地適木ということで1つ目の方針に示しております。

次に、6ページ目に、2つ目の方針といたしまして、適正に管理された森林（針葉樹人工林含む）をつくることとしております。

ほとんど今回の被害は杉、ヒノキの針葉樹林で起こったんですけども、また、それと同じことの繰り返しになるのではという懸念もございますけども、所有者様の中には、将来的な建築用材などとしての収益を期待されまして、やはり、杉、ヒノキ林として再生を望まれる方もおられますし、また、そういう杉、ヒノキの適地というのもございますので、2つ目に、針葉樹林としての再生をする場合の誘導の方向性をお示ししているところでございます。

そして、3つ目の方針でございますが、公道沿い等ということで、道路境界等から20メートル程度の範囲は中低木管理をするということとしております。これは、今回の教訓を踏まえまして、風倒木被害が発生した場合に市民生活に大きな影響をもたらす公道沿い等におきましては、できる限り中低木の樹種、またはナラ類などの、伐採してもまた切り株から新たに芽吹いて、樹木として更新しやすい樹種を植栽することとしております。

そして、7ページからは、これからの方針に沿った森林再生の進め方についてということでお示しをしておりますので、少し専門的な内容もございますので、ざっと流れのみ御説明をさせていただきます。

まずは地形や土質など、しっかりと現地の状況を確認、把握した上で進める必要があるということでございまして、次に、8ページの4-2、目標とする森林像の設定ということでございまして、森林の場合は一人前に成林するまでに10年、20年、50年、場合によっ

ては100年以上かかることもございますので、将来的にどういう森林にしたいのかというイメージを明確にすることが重要というふうに考えております。

その上で、9ページの4-3にございます植栽計画の作成を行うこととしておりまして、9ページからは、植栽計画を作成する際の技術的な留意点などについてお示しをしております。

ページをめくっていただきまして、11ページ、12ページに表がついているんですけども、その場合の植栽候補となる樹種ということでございまして、適地適木による多様な樹種で森林の再生を目指す場合に、その候補となる樹種につきましては、その特性ごとに、この表にございますように分類して分かりやすくすることで、実際に作業いただく森林組合さんに使っていただきやすいようにまとめているようなものでございます。

また、めくっていただきまして13ページでございまして、杉やヒノキなどの針葉樹人工林への再生を目指す際の留意点を記載しておりまして、また、めくっていただきまして14ページでございまして、こちらのほうに公道沿い等における森林再生の考え方について記載をしております。

その表の4-3と、15ページの表の4-4に、それぞれ、萌芽能力が高い樹種、そして、中低木の樹種の主なものを記載しているところでございます。

今回のこの方針の目玉とも言えるかと思うんですが、この公道沿い等の被害跡地の再生というのがやはり我々も最も重要であると考えておりまして、この間もこの指針に沿った形で再生が進められるように誘導しているところでございますが、実際はなかなか我々の思うとおりにならないケースも多くございます。

その一番の大きな要因といたしましては経費的な問題ということでございまして、やはりこういう複数の樹種を組み合わせるとの森林再生となると、通常の杉、ヒノキの植栽よりも経費的にかかってくるという部分で、なかなか思うように進んでおらないところもございますけども、その辺の経費面を組み合わせるような、そういう補助事業の拡充ということで、行政のほうも支援を行っているところでございます。

17ページ以降に、今申し上げました今後の課題ということで何点か記載をしておりますが、まだまだ解決できていないところでもございますが、この方針に沿った再生が一か所でも多く進められるように、引き続き、京都府様のお力添えもいただきながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○青山（京都府建設交通部河川課参事）

ありがとうございます。

次、資料の3-2、A4横の3-2につきまして、京都土木事務所から説明をします。

○中川（京都府京都土木事務所河川砂防課長）

すいません、京都土木事務所河川砂防課の中川と申します。失礼しまして、座らせていただきまして、説明させていただきます。

私のほうからは、鴨川の上流域におけます流木対策ということで説明させていただきたいと思います。

使います資料は、この3-2と右肩に番号が振ってあります、この資料に基づきまして御説明させていただきたいと思います。

まず、1ページ目の左側でございますけども、先ほど来、京都府なり京都市の農林部局のほうから御説明もありましたけども、平成30年の台風21号におけます風倒木の被害ということで、河川の上のほうにも、河川の中に相当数の倒木が倒れ込んできたということもございまして、この辺、このような倒木が出水に合わせて流下しますと非常な被害を受けるとということで、当時、翌年の31年の出水期までに向けて、この辺の風倒木関係を撤去していったような状況でございます。

その後、農林部局のほうでの風倒木対策、森林部分で進めていただいているんですけども、このページ右側の、これが昨年の7月の豪雨のときの流木の被害状況でございまして、当時、当日、8日の早朝に非常に強い雨が降りまして、鴨川の上流域では時間50ミリを超えるような豪雨があったような状況で、鴨川におきましても荒神橋では2メートルを超えるような水位も観測しておりまして、このように、写真にお示ししているように高水敷に大量の流木が漂着して、高水敷に多大な被害が発生したような状況でございます。

これにつきましては被害発生後から流木の撤去をしております、大体7月いっぱい何となく撤去できたのかなというところでございます。

それで、2ページ目をちょっとめくっていただきまして、このように流木被害がいろいろ出ている中で、山林部分における倒木対策は着々と進めていただいているわけですけども、やはり流木も発生するというところで、河川管理者といたしましても、上流域で何とか市街地に流れ込んでくるような流木を止めていこうというような対策を実施しているようなところがございます。

具体的な場所を申し上げますと、左側の地図でございますけども、この地図の下側が終

野堰堤でございまして、その上流側、鴨川につきましては、鞍馬川が合流する少し上流側に中津川向山砂防堰堤というのがございます。それから、鞍馬川の鴨川に合流する少し上流に、こちらも神山砂防堰堤というのがございまして、こちらの砂防堰堤の上流側に流木止め工を設置いたしまして、これで流出する流木を止めようということで事業を進めているようなところでございます。

右側の写真の上段が、左側が中津川向山砂防堰堤でございまして、それから、右側が鞍馬川の神山砂防堰堤でございまして。

今年度におきましては、鴨川本川の中津川向山砂防堰堤の上流側に、写真下に示すような流木止めを設置しております。こちら、このちょっと三角形に組んだような流木止めを13基、それと、少しタイプの違う流木止めを両サイドに設置しまして、計15基の流木止めを設置しているようなところでございます。

それから、鞍馬川の神山砂防堰堤につきましては次年度以降やっていく予定にしております。まず、写真でも、ちょっとコンクリートの状態もよくないというところで、まずは補強のほうをやっていきつつ、流木止めのほうも設置ということで、実際、流木止めが完成するには数年はかかるんですけども、このように上流の砂防堰堤を活用して流木対策を図っていきたいということで事業を進めているようなところでございます。

以上が上流域における流木対策の状況でございます。私からの説明は以上でございます。

○青山（京都府建設交通部河川課参事）

説明は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございました。

京都府と京都市の農林部局のほうから、風倒木被害の状況とその復旧の状況を説明いただき、さらに京都土木事務所のほうから流木対策についての状況の説明をいただきました。

何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

じゃあ、向こうから行きましょうか。はい、どうぞ。澤さん。

○澤

すいません。今の話を聞いていて、ほんで、最後の京都府さんのほうが発表された分に関して、流木止めに、多分、今も上のほうに大量に倒木やらが河川内にもまだあるので、多分これが流れてきて止まると思うんですけど、止まった部分は、ここで捕捉した流木に関してはずぐに撤去するのか、しばらく置いておくというような形になるのか、それが聞

きたかったのと、それと、特に雲ヶ畑なんかは電線を引っかけてね、倒木が。全部、ほんで、奥が停電になったとか、そういう雲ヶ畑の集落のインフラの問題みたいなのも多分結構問題になったと思うんですけど、今、京都市さんのほうとかで、当然そのこけてる木とかは全部やっってはるんやけども、これから、今、まともに立っている木でも、今後こけたらその電線にかかるとか、そういう被害が想定されているようなものに関しては、まずは今倒れている分を撤去しはるんやろうけど、今後、そういうなんを全部調査とかして撤去とかしていかはるんかどうかという。今の被害というよりも、今後どうされるんかなというのがちょっと気になったので、答えをいただきたいです。

○金田座長

事務局のほう、何か御説明の。今の、今後に予測される電線などの被害についての対応策ですが、もし、御回答いただければ。

○安藤（京都市産業観光局農林振興室林業振興課）

今後の風倒木被害の未然防止対策ということの御質問であろうかと思えます。

今、風倒木被害につきましても粛々と対策をしているところでございますが、今後、今御質問いただきましたとおり、まだ立っているやつでも、またどんな強い風が来るか、今のこの御時世の中、分からないような状況でございますし、御指摘いただきましたとおり、今後の対策というのも考えていかないといけないというところでございます。

京都府様の説明の中でもあったと思うんですけども、今年度、令和2年度に京都市のほうで、鞍馬電鉄沿いの二ノ瀬駅と貴船駅の間で、鉄道、重要インフラ施設に今立っている木でまた同じような風倒木被害が起こらないように、その未然防止対策ということで事業を導入いたしまして、対策をしておるところでございます。

まだ、電車沿いと、線路沿いというところでの取組にとどまっているところでございますが、今後、電線沿いとか、重要な道路とかというところの風倒木の未然防止対策につきましても検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○金田座長

今の、京都府のほうはよろしいですか。

○白波瀬（京都府建設交通部河川課参事）

失礼します。事務局の河川課、白波瀬と申します。

流木止めにたまりました流木については、当然のことながら適時、適切な時期に撤去していくと。たまりっ放しということでは当然危険が増しますので、そういうことで対応し

ていきたいと思えます。

それから、河川の中に既に生えている木とか、そういったものも洪水のときには非常に危険だというようなこともございますので、こういったものにつきましても適宜伐採するとか、こういう事業にも取り組んでいるというような状況もありますので、併せて御紹介をさせていただきます。

○金田座長

ありがとうございました。

○澤

うちはしょっちゅう釣りとか監視とかでも川の中を歩いてるんやけども、見ていて、あ、この木、やばいなというのが結構あったりするんやけども、例えばそういうのをピンポイントで、この木はちょっと危ないんちゃうかというようなことをお知らせしたら、対応とかもいただけますかね。

○白波瀬（京都府建設交通部河川課参事）

はい、そうですね。我々もパトロールというような形は取ってはおりますけれども、十分でない面がございます。それぞれの視点で、そういうお申出をいただいて、現地を確認した上で逐次対応していくというようなことも重要だと思っておりますので、対応させていただける分はしていきたいと思っております。

○金田座長

それでは、杉江さん、お願いします。

○杉江

すいません。まず1つは、流木止めは以前から計画ということを知っておったんですけども、完成したというのはつい最近知ったばかりで、現実には、これを設置してからのほうの増水で何か例があるのかな、止まってきたというので。それは。

まず1つそれと、もう1つは、今日、京都市さんもおられるので、今回、この倒木問題、流木問題なんですけども、それとプラス、できれば、ここ最近の野生動物の食害的な何か情報をお持ちやったら聞かせていただきたいなと思ってる。特に、新しい苗木を植えはったら、多分そこに鹿が食いに来てると思うので、そういった点ももし情報をお持ちやったら聞かせていただきたいと思えます。

以上です。

○金田座長

事務局、いかがでしょうか。

○中川（京都府京都土木事務所河川砂防課長）

すいません。実際に効果があったかというような御質問でございますけども、完成間近でして、まだ、そういうような、捕捉したというようなことは今の時点では確認できておりません。ただ、昨年7月の豪雨のときの流木などを見ておりますと、実際補足していただけるのかなということで期待はしているようなところでございます。

以上でございます。

○安藤（京都市産業観光局農林振興室林業振興課）

続きまして、野生動物、主に鹿になろうかと思いますが、植栽した苗木の食害についての状況でございますが、御指摘のとおり、何も対策しないと、苗を植えるだけの状態になりますと鹿の餌になってしまうような状況。それだけ鹿の生息密度が高いのかなと。

そういう中で、やはり一定の鹿対策、柵ですね、防鹿柵ということで周りをぐるり囲うとか、苗木一本一本、単木的に保護をしてあげるとかというような形で、植栽と同時にそういう鹿対策というのはセットで作業しないとなかなか山に戻らないというような、そういう状況でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

どうぞ、お願いします。

○戸田

資料3-2で、かなりの流木が、昨年7月の工事のときに京都の市街地まで流れ込んでいるわけですね。この流木は、平成30年のときの台風で河道に出てきた流木が全て流れ出してしまったと思うんですが、上流の河道内にまだ残っている流木があるのかどうか。昨年7月の豪雨、これは流量がどのぐらいか分かりませんが、そんな大洪水でもなかったと思いますので、また今後、大きな雨が降ったときにはかなりの流木が、もしもまだ上流の河川内に残っていたならば、流れ込んでくる危険性が多分にあると思うんですね。その際には、かなり河川の護岸の辺り、河川敷の辺りに堆積しているので、護岸であるとか河川構造物をかなり破損させる危険性もあるかと思います。

あと、これだけ流木が出てくるのが今後もある程度予想できるんだったら、何かしら河道内で流木を捕捉するような工夫とか、そんなものを何かお考えになったりとかされるのか、その2点をちょっとお聞きしたいと思います。

○細井（京都府京都土木事務所施設保全課長）

失礼いたします。京都土木事務所施設保全課の細井と申します。

河道内に流木が残っているかという御質問かと思えますけども、平成30年の出水の際にも、また、昨年、令和2年7月の出水の際にも、河道内に流出した、もしくは堆積したと
いいますか、流れ着いた流木については、基本的には撤去しているというふうに思っております。

ただ、山間部等でなかなか人が立ち入りにくいようなところ、ここについては流木が一部残ってる可能性もありまして、先ほど委員の方々も御指摘がありましたように、そういうことが見つけられ次第、撤去しているというような状況でございます。

それで、河道内の対策、何か対策をとということでございますけども、河川管理者としましては、先ほど説明しましたような流木止めを既存施設の中に設置して、幾らかでも止めようということで整備を進めている、計画をしているというところでございます。

以上でございます。

○戸田

ありがとうございました。

ちなみに7月8日のときの流木で、護岸がやられたりとか、何らかのそういう構造物の破損とか、そんなことはございましたかね。

○細井（京都府京都土木事務所施設保全課長）

橋梁等もしくは護岸等、致命的などといいますか、大きな被害については確認はしておりませんが、やはり護岸が一部剥がれたりとか、通路の舗装がめくれたりとか、そういうような小規模な被害については確認をしております、必要に応じて補修をしているという状況でございます。

○戸田

分かりました。ありがとうございました。

○金田座長

ありがとうございます。

それでは、諏訪さん、二條さんという順番でお願いいたします。次にお願いします、二條さん。

○諏訪

ありがとうございます。流木の撤去が進みつつある点は大変よかったなど感じると同時

に、今後もこういったことが発生することを念頭に置きながら、基本的なところを伺いたいんですけども、公共造林事業、補助事業により支援ということですけども、これが総額幾らぐらいの規模の事業なのか、それから、すいません、財源についても、不勉強でございますので、お教えいただくと大変参考となります。

○内館（京都府農林水産部林業振興課）

すいません。失礼します。予算につきましては、こういった間伐とかほかのものも含めてなんですけども、国の三次補正も含めて全体の数字となりますが、7億7,000万ほどの事業費となっております、そのうち、ごめんなさい、4分の3が国費で、4分の1が府費という形になっております。

○諏訪

ありがとうございます。

○金田座長

それでは、二條さん、お願いします。

○二條

すいません、二條です。

倒木の撤去について、随分と御努力なさっていることは分かるんですけど、数日前ですけど、162号線ですか、駐在のほうに向かっていますと、中川地区という辺り、道路からはっきり倒木が見えているんですよ。あれを見ていると、今度の雨でまたあれが流れ出すんじゃないかというふうに、私、車ですけども、やっぱりちょっと恐怖を感じるんですけど、いろいろな係の方がされるんだろうと思うんですけども、やはり車で通って見えるということは、京都に観光の方も来られるので、やっぱりああいうようなことはあまり見え過ぎるということも、どうももう一つ芳しくないなというふうに思うんですけども。

以上です。

○金田座長

今の御指摘について、何か。

○安藤（京都市産業観光局農林振興室林業振興課）

御指摘ありがとうございます。

我々京都市も京都府さんも同じなんですけども、まず、公道沿い等ということで、道路沿い、河川沿い、民家裏、そういう市民生活に影響の大きなところからやはり優先的に風

倒木被害対策を進めていこうということで、今、取り組んでいるところでございまして、今の御指摘のところがその公道沿い等の優先的な対策を進めていく場所に位置づけておるかどうかというところがちょっとこの場では確認ができないんですけども、道路沿いから車で走っていて見えるというところにつきましても、やはりできるだけ早く復旧を進めていかないといけないかなというふうに思っております。

また、山の奥のほうにつきましては、なかなか、まだ手つかずのところが多いというような状況でございますので、しばらく時間がかかるのかなというふうに思っているところでございます。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかに御質問や御意見はございますか。お願いします。

○平井

平井です。

今、全国的にこういうふうな甚大な災害が起こっている時世でもありまして、全国的に My City Report という、ネットを使って、各市民が写真を撮って、添付して、ここ、ここ、もちろんデジタルでマップもピンポイントで添付できるような、My City Report というアプリが開発されています。それぞれの全国の市町村ではそのアプリを利用して、市民が、道路が壊れた、流木があつて倒壊しそうだかというふうな危険箇所を担当の部署に直接、市とか府とかに連絡できるアプリシステムがあるんですけれども、そういうのをどんどん活用して、市民、府民のいろんな指摘をきちんと府ないし市、国が掌握して、迅速に解決、対策に至らしめるというふうな最新のデジタル技術が開発されています。

それに対して、京都府、京都市もその My City Report のアプリを採用するというふうな方向性はあるのかなのか。ぜひ、提案として、My City Report アプリを京都市、京都府でも採用して、よりいい、鴨川も含め、それぞれの災害対策にいたしていただきたいと思います。

その点についていかがでしょうか。

○白波瀬（京都府建設交通部河川課参事）

My City Report のお話でございますが、全国的に、先ほど御指摘のように、特に市町村を中心に利用が進んでいるというような状況は我々としても承知をしてお

ります。

防災全般ということになりますと、京都府は危機管理のほうの部署で対応しておりますので、また、京都府としてこのMy City Reportのアプリを行政の一環として活用して進めていくというところまでには至っておりませんが、同様の取組、ぜひ有効であるということであれば、今の御指摘も踏まえて、ほかの手法も含めて幅広く検討していけたらなというふうに思っております。

○平井

ぜひ、よろしくお願いします。

それに加えまして、今回、山体崩壊ももしかしたらあるかもしれないという鴨川上流部の危険箇所について、ハザードマップをぜひ、デジタルのものを作成して公開し、ここ、ここが危ないということを、30年に1度、50年に1度という災害が迫っていますので、それについても迅速に、今後の災害予想、マップ、マッピングというのもぜひ計画していただきたいと思います。

○白波瀬（京都府建設交通部河川課参事）

ハザードマップにつきましては、先ほど御指摘がありましたとおり、現在のところは基本的に人家を中心に、人命なりに危険が及ぶところということで、そういったところを中心にハザードマップという形で整理をしております。

先ほど御指摘のありました山全体のその崩壊の危険性とか、こういったことを科学的に整理していくというところにつきましては、非常に広大でございますし、それから、山の傾斜ですとか、地質ですとか、いろんな条件を踏まえて判断していく必要もあるかと思っておりますので、今のところはハザードマップにそういったものを表現していくというところに至っておりません。

ただ、全国で頻発、激甚化しております水害でございますので、そういった視点からも今後検討が必要かなというふうには思っております。

○金田座長

ありがとうございます。

どうぞ。だんだん時間が迫って。手短にお願いできれば。

○梶田

梶田です。

未然防止の取組に関してなんですけども、倒れそうな木があるというような、可能性が

あるような木がある場合に早急に撤去するというのは非常によく分かるんですけども、現代ですから野生生物との関係もあって、例えばこういうところの木には鷹類とかそういう希少な生き物が巣をつくっているときがあるんですね。なので、そういうのを切るなという話ではなくて、巣をつくっている、子供を育てているときに切らないとか、それから、何かそれっぽい巣があるときに、どうしていいか分からないというときに、相談を例えば野鳥の会などにしてもらおうとか、そういうことをやりながら取り組んでいただきたいということが1つ。

それから、植栽に関してですが、樹種が提示されていて、こういう指針が出ているのは非常に分かりやすくいいなと思ったんですけども、買ってきて、いろんなところから入ってくるんだとは思いますが、できれば地元の地域の個体ですね、樹種というよりも、その辺に生えている木を植えるというような方法でできるだけ取り組んでいただけたらいいかなと思っています。これは質問じゃなくてコメントです。

○金田座長

はい、ありがとうございます。

特に地元のローカルな植生を大事にしろという御指摘だろうと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

何かありますか。はい、どうぞ。

○安藤（京都市産業観光局農林振興室林業振興課）

ありがとうございます。地元の地域性の樹種をということでございます。ありがとうございます。もちろん御指摘のとおりでございます。京都市のほうでは、地域性苗木の中でも、京都市内で採取された種子から苗木を育てて、それを山に戻すと。「京の苗木」と名づけているんですけども、その「京の苗木」をこういう風倒木被害跡地に植栽をしていくというような方向性で取り組んでいるところでございますので、御紹介だけさせていただきます。

○梶田

ありがとうございます。そこに、もしそれが書いてあったら、さらにいいかなという気がします。ありがとうございました。

○金田座長

それでは、私、ちょっと予定の時間が気になり始めているんですけども、いかがでしょうか。

いろいろと風倒木の被害の復旧、それから、今後の対応、いろんな問題の多いところで

努力をしていただいて大変感謝いたしますけれども、また、引き続きどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、ちょっと急ぎまして失礼ですが、4番目の議事に入らせていただきます。三条大橋デザイン検討会議の設置についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課参事）

失礼いたしました。

それでは、資料は、お手元の資料4と右肩に振った両面コピーでございます。

本日は京都市の橋りょう健全推進課のお二人に来ていただいておりますので、資料の説明をよろしくをお願いいたします。

○村田（京都市建設局土木管理部橋りょう健全推進課）

京都市建設局橋りょう健全推進課の村田と申します。よろしくをお願いいたします。では、座らせていただきまして説明させていただきたいと思っております。

我々のほうからは、議題の4の三条大橋のデザイン検討会議の設置についての説明をさせていただきたいと思っております。

まずは、我々が今取り組んでおります三条大橋の補修・修景事業について簡潔に御説明させていただきます。

三条大橋は、古くは室町時代の造営と言われており、天正18年に現在のよう形になったと言われております。今の三条大橋は昭和25年に改築されたものであり、その後、木製高欄や桁隠しなどは昭和49年に更新を行い、50年近くが経過し、老朽化の進行が著しい状態となっております。三条大橋の補修・修景事業は、現在の形を継承した木製高欄の取替え等を実施し、併せて歩道舗装、歩道と車道の間の柵などの更新を行う事業となっております。

次に、今回の議題であります三条大橋デザイン検討会議の設置について御説明いたします。

三条大橋については、歴史的背景や鴨川と調和した風景など、文化的な特性を併せ持つ橋梁であることから、地元の方、学識経験者層の皆様からの御意見をいただくデザイン検討会議を開催することといたしました。

デザイン検討会議では、木製高欄、擬宝珠などは現在の形で継承することを大前提とし、それと調和する歩道舗装や歩道と車道の間の柵、橋全体の照明などの更新を考えており、

それらのデザインについて、委員の皆様の御意見をいただきながら丁寧に検討していきたいと考えております。

今回、デザイン検討会議の中で市民の意見を反映させたいと考えており、市民公募委員を選任することといたしました。募集に関する内容は、本会議資料であります4でお示しするとおりでございます。先月の2月22日に広報発表を行い、3月17日までの期間で募集をしておりました。今後、会議や事業を進めていくに当たり、皆様に三条大橋の補修・修景事業やデザイン検討会議について御紹介できればということで、本日機会をいただいたところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○金田座長

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、どなたか御質問とか御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ただいまの説明にもありましたように、擬宝珠とかそういった上部構造の基本的なデザインは踏襲しながら、新しいところも含めて考えられるということでございますので、基本的な方向性は恐らくそんなに異論はないと思いますが、さらに具体的に専門家と市民の意見を踏まえて検討されるという委員会だというふうにお聞きいたしました。特に質問はないと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き、議事の5番目に入らせていただきます。鴨川四季の日についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課参事）

それでは、資料5をお願いいたします。

定例報告になっております鴨川四季の日～冬～の実施結果ということで、1ページが冬の実施結果でございます。要点のみ説明させていただきます。

鴨川四季の冬の主な取組といたしましては、2番目にありますように河川美化の啓発展示ということで、鴨川を美しくする会さん、一般社団法人鴨川流域ネットワークの主催で、今年はコロナの関係でいろいろなイベントもできなかったということで、パネル展示というのに美しくする会さんとか力を入れておられておまして、秋には京都府立植物園で実施いたしました。冬には京都学・歴彩館、金田先生が館長をされているところですけども、そちらとかの協力も得まして、12月の中旬から1月の末まで展示をさせていただいており

ます。

展示の内容につきましては、鴨川条例とかギャラリーとか河川美化、あるいは昭和10年の鴨川大洪水のパネルとかを、左の下のところにありますようにパネルに展示してお客さんに見ていただいたということでございます。

それから、これも一番下のところですけど、コロナの関係で中止になったイベントということで、例年、「鴨川探検！再発見！」というのを年4回やっているんですけども、冬の分についてもちょっと中止せざるを得なかったという状況でございます。

めくっていただきまして、2ページでございます。

春の予定ということで、これも要点のみ説明させていただきます。

従来どおりの府庁の中の展示とかは行いますが、それ以外に、その後ろ、3ページ、4ページにもつけておりますけども、4月29日に美しくする会さん等が主催される鴨川の定例クリーンハイク、あるいは6月6日には第2回のクリーンハイクが予定されております。また、非常に残念なことに中止になったイベントといたしましては、4月3日、4日、4月明けてすぐに例年開催されておりました鴨川茶店、実は1年前も中止になったわけですけども、今回も中止という決断をされております。

その資料の後ろに回収資料といたしまして、鴨川を美しくする写真パネル展ということで、歴彩館で行われましたパネル展の写真を、新聞資料をつけております。これは回収資料ということで、最後、この部屋に置いておいていただきたいんですけども、それをつけておりますので、御覧おきいただきたいと思います。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

この鴨川四季の日に関わる実施状況等に、あるいはできなかったものも含めまして御紹介がありましたけれど、何か御質問、御意見などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、議事は、次、その他ということですが、事務局、何かございますか。

○青山（京都府建設交通部河川課参事）

失礼いたします。それでは、その他ということで、資料6をお願いいたします。

鴨川条例施行規則等における押印の見直しということで、これは極めて事務的な話なの

で、簡単に紹介だけさせていただきます。

国のほうでも、この間、法令とか慣行によりまして国民の皆様には押印を求めてきました行政手続について、押印の廃止に取り組んできましたけども、京都府におきましても、府民サービス向上という観点から検討を行った結果、全庁的にやっているわけですけども、鴨川条例に関するものとしまして、鴨川条例施行規則とエアコン室外機の補助金の要綱の2つにおきまして、そこの1ページにありますとおり見直しをすることになったということで、鴨川条例の施行規則におきましては、申請内容とか添付資料によって提出者本人と確認できる手続であったりとか、あるいはエアコン室外機の景観対策については、補助金の申請窓口を納涼床組合さんとか、あるいは木屋町会さんとか、府と継続的な関係にある団体にしておりますので、本人の確認の必要性が低いということで、押印を廃止しても差し支えないという判断に至ったものでございます。

後ろにいろいろと資料をつけておりますが、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○金田座長

何か御質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうでしたら……。

○青山（京都府建設交通部河川課参事）

すいません、ちょっとあと2つぐらいよろしいですか。

○金田座長

はい。

○青山（京都府建設交通部河川課参事）

今回、メンバーの皆様、お二人からちょっと資料の配付をいただいておりますので、まず、土居様のほうから資料の説明をお願いできますか。

京すずめ文化観光研究所のこういう白いやつですね。

○土居

お時間をいただきまして申し訳ございません。

京すずめ文化観光研究所では、この2月から第4回「京都への恋文」の公募をしております。今回はコロナ禍ということで、「京都への恋文広場」というのをネットで開設をさせていただきまして、今、順調に応募が進んでおります。現時点で180通ぐらい来ていますが、この9月の末まで「京都への恋文」を募集しておりますので、ぜひとも皆様にも

御尽力を賜りましたら幸いです。

2009年に第1回の公募をいたしまして、第1回、第2回は川端康成記念会の川端香男里先生に、理事長の川端香男里先生に審査委員長をお願いしておりましたが、3回目から、御病気のため、第1回から審査委員として御参画いただいております日文研の井上章一先生に審査委員長をお願いしております。京都嫌いで通っております先生でございますから、「私を改心させるような恋文を待っています」ということで、これは両面で、今回チラシは作っておりませんが、ホームページに全部、いろいろな詳細を載せておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

それで、今回は、応募いただいた皆様全員に協賛企業様から特典を御用意させていただいております。どうぞよろしく願い申し上げます。

○青山（京都府建設交通部河川課参事）

土居様のほうからは、文化観光研究所さんのパンフレットとかもこちらのほうに……。

○土居

それと、すいません、第1回から第3回までの「京都への恋文」の作品集を本日少し部数を持ってまいりましたので、御関心がございます方はぜひお読みいただければと思います。

○青山（京都府建設交通部河川課参事）

あとですね。あ、土居さん、よろしいですかね。

○土居

はい。ありがとうございました。

○青山（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

あと、梶田学様から、カラーの「鴨川ではチドリが子育てをしています」という、こういうかわいらしい冊子を頂いているので、梶田さん、説明をよろしく願います。

○梶田

ありがとうございます、時間を取っていただいて。梶田学と申します。野鳥の会の事務局長と保護部長をしておりますので、その関係で。

鴨川のチドリというのは非常に有名ですよ。をどりとか、それから昔のお話にもよく出てきますが、これが今でも中州や寄り州で割と普通に、というほどは多くないんですけども、地上に卵を産んで、温めて、子育てをします。2月から卵を抱えていますので、今ちょうどその左上載っているような卵を親鳥が地面で抱っこしている状態です。

もうそろそろひながかえるんですけども、卵もひなも非常に石ころとそっくりなんですね。そのために、最近コロナで川に遊びに来る子たちも増えましたので、中州に入って踏まれてしまったりとか、卵を抱えている親鳥がなかなか巣に戻れなくて、ひなや卵が駄目になってしまうというようなことが起こっています。

それで、川のそばの小学校などに、私が、私だけじゃないんですけども、行ってお話をして、知ってもらおうと思っていたんですけども、コロナの関係で講演しに行くことができなくなってしまって、それで、こういうチラシを作って、京都市内の小学校全て、公立小学校だけですが、6万枚ほど、全部の生徒に届くように配りました。幼稚園にも、公立の幼稚園には全て、もっと易しい内容にして同じようなものを作って配りました。それで、小学生の皆さんがこれを一度は見ているということなので、皆さんにも一応目を通しておいていただこうかなということで、今日お持ちしました。

先ほどちょっと説明のあった鴨川四季の日の例えばクリーンハイクとか、こういうものときにもちょっと相談していただければ、この中州では今ちょっと卵を抱えているので、中州を通らずにやっていただけませんかというような相談がいつでもできますので、ぜひ、野鳥の会、私に直接でもいいです、連絡いただけたらと思います。

もしこういうチラシを私のところの関係者にも見せたいというようなことがあれば、また、こちらに連絡いただければ、余分に刷ってありますので、今日も持ってきておりますけれども、いつでも御連絡いただければと思います。ありがとうございます。

○青山（京都府建設交通部河川課参事）

私からは以上でございます。

○金田座長

それでは、本日の準備しておりました議題は以上でございますが、何か短く、短く、御発言がございましたらお願いします。

○澤

すいません、ちょっと時間を取らせてもらって申し訳ないです。

昨年からなんやけども、昨年の多分6月か7月ぐらいの増水の後からやと思うんですけど、鴨川にどうも汚水が流れ込んでるような感じで、例年、四条とか五条で採れるアユも結構おいしいんですけど、これが洗剤の臭いがする。

それで、いろいろと釣り人が調べていると、五条の下がったところの左岸側に排水口があるんですけど、そこから何か常時汚水が流れているような状態やと。ほんで、夏頃には

白川からも何かちょっと汚い水が出ているという情報があって、ほんで、ここに来られている方も記憶にあるかと思うんですけど、年明け早々に勧進橋の下流から真っ赤な水が流れたと。

そのときに、「どういうことやった？」と聞いていると、今は下水と雨水が合流式になってるのかな。その下水のほうに物が詰まってあふれ出たと、そういう話があったので、もしかしたら京都市内の至るところでそういうことが起こっていて、鴨川に流れ込んでいるんじゃないかと思っていて、ほんで、今の団栗橋の直下にあるところも、今までやってら雨が降っているときは流れていたけど、最近は常時少しずつでも流れていると。

だから、そういうなんを、下水関係のほうになるんかもしれんけど、1回徹底的に調査して、鴨川に流れ込んでいる下水、そういうなんがどこから出てるんかとか、水質のことをもう1回、再度やってもらえへんかなと思うんですけども。

どこから答えをもらえるか分らないんですけど、お願いします。

○細井（京都府京都土木事務所施設保全課長）

京都土木事務所施設保全課の細井でございます。

状況をちょっと把握しておりませんので、京都市の下水道局と一度相談といいますか、確認をさせていただきます。それで、また報告なりさせていただくようにします。

○澤

よろしくお願いします。

○金田座長

ほかにももしございましたら。はい、手短かにお願いいたします。

○平井

平井です。

鴨川条例の改正を御提案したいと思うんですけども、かなり年数もたってきておりますし、防災というふうな視点とSDGsという、これから2030年を目標にするSDGsへの視点というのが鴨川条例の中にありませんので、防災とSDGsというふうな視点を鴨川条例に盛り込むというふうなことを御提案したいと思います。

そうしないと、これからどんどん激甚化する災害であるとか、今後の河川の防災システムをどうするのかというふうなことも踏まえた、美しい鴨川を次世代に残すというふうな視点がやっぱり必要になってくると思いますので、委員の皆様の中には防災関係の専門家はいらっしゃるし、そういうふうな視点を鴨川条例の中に盛り込んで、よりいい鴨

川の今後を府民とともに目指すというふうな視点が必要かなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○青山（京都府建設交通部河川課参事）

青山です。

鴨川条例につきましては、平成19年に制定いたしまして10年が経過したときに、新川先生のほうから鴨川条例をやはり点検すべきだということで、平成29年度と30年度にかけて、5回に分けて、鴨川条例点検ワーキンググループというのをつくりまして、一つ一つ条文を点検してやってきたという経過がございまして、結論といたしましては、この府民会議にも逐一説明させていただいておりますけれども、条例規則とかの改正自体は必要じゃないけれども、いろいろな課題があるので、啓発ということに力を入れて引き続きやっていくということで、一応、皆さんの了解はいただいているというところでございます。

ただ、今、平井メンバーのほうから提案がありましたことにつきましては、一度また事務局のほうでも、果たしてどういうところが問題なのかということについては、また検討ということはちょっとさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○金田座長

ほかにごございますでしょうか。

それでは、本日は以上でございます。長い時間、どうもありがとうございました。

できれば、こういういろいろなガードがなくて会議ができるとありがたいんですけども、本日はこれで終わりいたします。司会をお返しいたします。

○青山（京都府建設交通部河川課参事）

金田先生、ありがとうございました。メンバーの皆さんも長時間ありがとうございました。

これもちまして本日の予定は終了ということですが、今年度、最初に金田先生がおっしゃいましたように、例年4回開催しているところ、実際皆さんに集まっていたいてというのは2回のみということになりました。来年は一応今のところ4回ということで、ちょっとこれから日程調整いたしましてやりますが、次回は、6月頃に例年やっておりますので、また決まりましたら皆さんにお知らせさせていただきたいと思います。

また、冒頭に申し上げましたが、回収資料の鴨川条例セットなり新聞記事につきましては、机上に置いていただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、長時間どうもありがとうございました。

[午後 3時51分 閉会]